

第7回 北海道ケアラー支援有識者会議 議事録

開催日時 令和4年2月10日(木) 18:00~20:00
 開催場所 かでる2. 7 1070 会議室

| 発言者 | 発言要旨 |
|---------------|--|
| 事務局 (北山補佐) | <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第7回北海道ケアラー支援有識者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、会議にお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>早速ですが本日の資料について、確認させていただきます。</p> <p>まず会議次第、資料1といたしまして「ヤングケアラー支援の流れ」、資料2といたしまして、2-1、2-2、2-3となっておりますが、ヤングケアラー・ケアラーの支援体制の取組例、資料3といたしまして「重層的支援体制整備事業について」、資料4といたしまして「ケアラー支援の流れ」、資料5といたしまして「条例制定による目指す姿について」、参考資料といたしまして「札幌市ヤングケアラーに関する実態調査(速報)」、以上のほか、直前の送付となり誠に申し訳ございませんが、追加資料といたしまして「市町村におけるヤングケアラー支援に必要な視点・考え方(たたき台)」の資料となっております。資料に不備等はございませんでしょうか、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。</p> <p>次に、本会議は公開となっております、会議の議事録等資料につきましては後日ホームページで公表する予定ですので、ご了承願います。</p> <p>それでは開催にあたりまして、高齢者支援局長の吉田からご挨拶を申し上げます。</p> |
| 事務局 (吉田局長) | <p>おぼんでございます。吉田でございます。皆様方、18時という時間外ですがお集まりいただきまして本当にありがとうございます。そして今回で7回目ということで、年が変わりまして、また新たな形で引き続きご支援、ご協力をいただきたいと思います。</p> <p>本日は、担当の方から資料について説明がありましたが、前回ヤングケアラーの支援体制を特にどうやっていったら良いかということが非常に困っておりまして、この間、私どもも市町村に出向いて、実態としてどんなことを、どんな形で支援をしているか、仕組みを聞いてみたり、どんなことで困っているか、あるいは教育サイドと協議をして、こういうやり方はどうかといったものを作ってみました。</p> <p>この支援体制というものを、今日は厚く皆様方にご意見、ご助言をいただきたいと思いますと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 事務局 (北山補佐) | <p>それではここからは中村座長に会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 中村座長 | <p>はい、中村でございます。今日もよろしくお願いしたいと思います。吉田局長からもございましたが、今回は7回目の会議となります。</p> <p>それでは今日の議事内容について、確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>1つ目についてですが、「ヤングケアラー支援体制について」ということでございま</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>して、これにつきましては、前回の会議に引き続き、支援体制としてヤングケアラーを中心に議論いただきたく、資料については事務局から後程説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>次に2つ目についてですが、「ケアラー支援体制について」でございます。これにつきましては、ケアラー全般に関する支援体制イメージですとか、市町村の事例について事務局から説明をいただきたいと思ひますが、前回の会議でご要望がございました重層的支援体制整備事業、これについても併せて説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>次に3つ目についてですが、「条例制定による目指す姿について」につきまして、前回の会議でご意見があった、条例制定によりどのような効果があるのかといった部分について事務局から説明をいただきます。</p> <p>そして最後に「その他」で情報提供といたしまして、札幌市で実施されたヤングケアラーに関する実態調査の速報について、札幌市の藤田課長様からご報告をいただきたいと思ひます。</p> <p>それではまず、1つ目の「ヤングケアラー支援体制について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (手塚課長)</p> | <p>子ども子育て支援課自立支援担当課長の手塚でございます。私からは、追加資料の「市町村におけるヤングケアラー支援に必要な視点・考え方」、資料1の「ヤングケアラー支援の流れ」、資料2-1の「ヤングケアラー支援体制」例の1、資料の2-2「ヤングケアラー支援体制」の例の2について説明させていただきます。</p> <p>それではまず、追加資料の「市町村におけるヤングケアラー支援に必要な視点・考え方」について説明します。ご覧ください。</p> <p>まず1の「目的」でございますが、ヤングケアラー支援に必要な視点や考え方を整理し、道としては、市町村に考え方を示すとともに、市町村における体制整備について助言等を行うということでございます。</p> <p>次に、2の「市町村における取組」のところでございます。まず(1)の「早期発見・把握」ということですが、市町村における実態把握は支援の前提と考えておりますけれども、ヤングケアラーを早期発見するためにはですね、1ポツ目の周りの気づき、2ポツ目のアウトリーチ、3ポツ目の本人から支援を求めて来やすい環境づくり、4ポツ目のサービスなどを利用している家庭との関わりの中で子どもの状況を把握することが重要となってきます。また5ポツ目の児童委員、子どもの居場所、住民等からの情報提供による発見も重要であると考えており、さらに6ポツ目の子どもがケアをしている内容で、子どもの行動が制限されていないか、お手伝いの中で過度な責任を負うような状態となっていないかなどを注意することが必要であると考えております。</p> <p>次に、早期発見その把握に向けた各関係機関の役割についてでございますけれども、①の「学校における子どもの状況把握」として、1ポツ目の教員は日常の教育活動において状況を把握し、2つ目のスクールカウンセラーが教育相談などで状況を把握することが可能であると考えております。</p> |

次に②でございますが、「家族が福祉・医療との関わりがある場合の把握」として、1 ポツ目、ケアマネージャーや、相談支援員は、サービスなどを利用している家庭との関わりの中で子どもの状況を把握することが可能だと考えております。

2 ポツ目、道は研修会の周知を行うということと、市町村は各種会議等で周知を行って関係機関と連携を図ることが必要だと考えております。

また、※印で子どもがケアの担い手となっていないか注意することを共有するということが必要であると書いてございます。

3 ポツ目、医療機関に対しては、情報提供などの協力を求めていくことが大切であるとと考えております。

めくっていただき、次に③の「地域や支援団体からの把握」といたしまして、1 ポツ目、児童委員と連携、2 ポツ目、子どもの居場所などからの情報提供、3 ポツ目、近隣住民から情報提供がされる仕組みづくりが必要であるということ、4 ポツ目、学校に来ていない場合の子どもにつきましては、発見が予測されるルートへの周知や連携が必要であるとと考えております。

(2)の「支援体制」についてでございます。②となっておりますが、これは誤植でありまして①でございます。次の③は②でございます失礼いたしました。それで、この②、そのまま読ませてもらいますが、ヤングケアラー発見後の連携方法につきまして、1 ポツ目、発見後は適切にサービスを届けるといったことが重要であるということと、2 ポツ目、市町村はつなぎ先の担当部署担当者等を定める必要や周知を図る必要があるということ、3 ポツ目、学校から市町村へのつなぎ先は一元化して、4 ポツ目で指導主事などに繋ぎ、その上で福祉部局に繋ぐことが効果的と考えております。5 ポツ目で福祉部局におきましては、情報を受ける部署を一元化すること。6 ポツ目で、市町村が体制整備を進める上では中核的な役割、コーディネートを明確にすること。そして、7 ポツ目、ケアの担い手となる機関を明らかにして、共通認識のもと連携すること、そして8 ポツ目、重層的な支援体制などの構築も必要において取り組む必要があるということを書いております。

③の「支援内容の検討」等につきましては、1 ポツ目、ヤングケアラーの発見後は、ケース会議等により情報共有するということと、2 ポツ目で様々なケースに応じた支援方法や連携体制の検討が必要でありまして、3 ポツ目で特にヤングケアラーには丁寧な説明や定期的な聞き取りが必要と考えておりますということを書いております。「視点・考え方」について、説明は以上でございます。

続きまして、道のヤングケアラーにおける支援の流れについて、横型の資料に基づきましてご説明申し上げます。

資料1の「ヤングケアラー支援の流れ」につきまして、ヤングケアラーが市町村立学校、道立学校、私立学校など、通う学校の種別によって、支援の調整の仕方が異なると考えております。それで、市町村立学校、道立学校、私立学校に通う児童生徒に関してそれぞれの支援の流れを分けて記載してあります。

まず一番上の市町村立学校に通う児童生徒につきましては、この後、事例で説明し

ますが、市町村が設置者でございますので、市町村役場と市町村教育委員、それから学校関係機関が連携する体制がすでに存在するところが多いことから、こちらに関しては関係者の理解を深めることにより、より効果的な支援が可能であると考えております。道立学校と、私立学校に通う児童生徒につきましては、複数の市町村から通う子どもが多くて、市町村立学校のように、一つの市町村の中で連携体制が完結するわけではないという課題があると認識しております。そこで、道といたしましては、例えば8児童相談所管内などといった範囲で、コーディネート機能を持つ機関を設置いたしまして、道立学校や私立学校に通う子どもに対し、適切なサービスにつなげていける体制構築を考えております。市町村立学校に通うヤングケアラーにつきましては支援の中心については先ほど申し上げましたとおり市町村となりますが、市町村においても先ほどの「視点・考え方」で説明しました連携体制ですけれども、その程度に温度差があるのではないかと考えておまして、そこにコーディネート機関が必要に応じて市町村に対して指導助言できる体制もあわせて構築していくことを考えております。

次にヤングケアラー本人からの直接的な相談や、高校に通っていない子どもに対する支援の流れでございますけれども、一番下のところにあります。ヤングケアラー本人が学校以外にも相談できる相談窓口を設置いたしまして、場合により学校にも知られずに支援を受けことのできる体制づくりを行っていくということを考えております。

また、高校等に通っていない18歳未満の子どもにつきましても、道が新たに設置する相談窓口相談することで、学校に通う子どもと同様に適切なサービスに繋がるよう取り組む予定でございます。

その下の左側の方に「インターネット」と書いておりますけれども、このインターネットなどを活用してヤングケアラーが当事者同士で交流できる意見交換の場を設けまして、悩みの相談や精神的な負担軽減を図る仕組みについても取り組みを行って参ります。

さらに家庭内のデリケートな事情を相談しにくい現状があることから、そうしたヤングケアラーを発見する入口として、一番左側にありますけれども、放課後児童クラブや子どもの居場所などを想定しているところでございます。あわせて見守りということでも、重要な役割を担うと考えております。情報提供を市町村にしていくという感じで、上の方に矢印延ばしてございます。「インターネット」と書いてある文字の一つ上に、「小学校」「大学」と書いてありますけれども、次年度は、小学生、大学生を対象とした調査を国の方でやっておりますので、そういったことも検討していきたいと考えております。早期発見や早期支援を図ることができる支援体制について、検討していく予定でございます。

それでは次に、資料2ヤングケアラー支援体制の取り組み例についてでございますが、「ヤングケアラー支援体制」例の1でございます。先ほどの説明でも申し上げましたとおり、市町村立学校に通う児童生徒の場合は、その中で完結しているというの

| | |
|------|--|
| | <p>が、支援の基本型であると考えておりまして、その取り組み例として2つ説明させていただくのですが、その例の1というのが基本型でございます。ヤングケアラーを発見した場合、市町村が支援の調整の中心となりまして、担当者であるコーディネーター、市町村役場の丸の右上の方にありますけども、コーディネーターが中心となり、学校や教育委員会、関係機関と情報共有などの連携を図るとともに、適切な支援に繋げていく体制を示しています。これは厚岸町さんの事例を参考にしているところがございます。</p> <p>次に、例の2でございます。例の2は、比較的大きな市の事例でございます。関係機関や関係者が、先ほどの厚岸町さんよりも多くなってきますので、円滑に情報共有や支援の調整を行う工夫としてヤングケアラーを発見した場合に、点線内のように、関係機関を集めたケース会議、これは先ほど支援の視点と考え方の(2)の③で触れましたが、ケース会議で今後の支援方針を決めていくこととしております。この例の場合は、市の子育て世代包括支援センターが中心となり進めておりますが、既存の体制があればこれにこだわらないものと考えております。</p> <p>また発見して、教師が通報する絵になっています。これが例えば指導主事などということになっても何ら問題ございません。これは道央のある市の事例を参考にしています。他の市町村においても、こうした支援の流れが概ね構築されているものと考えております。ここに新たに、道が設置を検討しているコーディネート機能を持つ機関が市町村に対して必要に応じて支援の助言指導を行っていく仕組みを追加していきたいと考えております。例えば、まずは各地域内の各市町村の支援サービス機関のマッピングなどの整理から始めることになると思いますが、どんどん血が通うように、うまくいくように、流れていくように工夫しなければと考えております。</p> <p>また複数の市町村から児童生徒が通う道立学校や私立学校さらに高校に通っていない子どもに対しても、市町村立学校と同様の支援体制を提供できるように、コーディネート機関や相談窓口を設置し、適切なサービスへ繋げていきたいと考えているところがございます。他にも道では現在、学校関係者へのインタビュー調査も行っておりまして、学校における支援体制や支援事例を聞き取りまして、優良事例などをヤングケアラー支援事例集として作成する予定でございまして、家庭内のデリケートな問題のため、なかなか相談に結びつかず表面化しにくいヤングケアラーの子どもたち一人一人の悩みを解消できるよう、さらなる支援体制の強化を目指したところがございます。私からの説明は以上でございます。</p> |
| 中村座長 | <p>はい、どうもありがとうございました。追加資料と資料1、資料2-1、2-2というところで、道の説明をいただきました。</p> <p>まず最初に、追加資料の方からいきたいと思いますが、これにつきましては、これまでのこの会議の中でも、特に支援に必要な視点・考え方ということで、各委員の皆様からいただいた部分も含めて今回このような資料として整理をされたというところがございますが、これにつきましては、ご意見等いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご意見のある方は、挙手の方お願いいたします。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 鈴木委員 | <p>石狩市教育委員会の鈴木です。よろしくお願いします。何点か質問があるのですが、まず、追加資料の部分についてということで一点質問させていただきます。</p> <p>2の①で学校における子どもの状況把握ということで、これまでの共通認識として、教員は子どもと接する機会が多いということで、学校で発見される機会が多いだろうという視点、あと、ヤングケアラー支援の流れの中でも、それぞれの学校においてこのような連携というイメージということで、その通りかと思えます。</p> <p>それで質問をしたいのは、学校で教員が発見した場合に、他機関につなげる前に、学校内でそれを情報共有して、組織的にそのケアラーの部分をどのような支援をしていくのかという、学校内の体制づくりというものが当然必要かと思っています。その中で、山梨県でガイドラインを既に作成しておりまして、そこを参考にした場合に、これから先になるのかもしれませんが、それぞれの学校が体制づくりをしやすいように、北海道教育委員会中心に、今後は何か考えていることがあればお聞きしたいというのが質問でございます。</p> |
| 中村座長 | はい。それでは、事務局の方よろしくお願いします。 |
| 事務局 (手塚課長) | 今、教育委員会にも確認しましたが、持ち帰って、山梨県のガイドラインや、そういった事例を参考に、それを作成するかどうかということも含めて検討させていただきたいと思えます。 |
| 中村座長 | はい、持ち帰って検討をさせていただきたいというところでございました。それでは、桑原委員よろしくお願いします。 |
| 桑原委員 | 道経連の桑原でございます。よろしくお願いします。追加資料ということで、この資料が実は私の手元には一番後にきたのですけれども、その先に説明のありました資料1それから資料2、これとの関係なのですが、資料1、資料2はこの追加資料に全て反映されているという考え方でいいのでしょうか。この資料との関係性についてお教えいただきたいと思えます。 |
| 事務局 (手塚課長) | はい、すみませんありがとうございます。資料1、資料2-1、資料2-2というのは、あくまでその具体的な事例でございまして、共通する考え方として、視点・考え方というものを用意させていただいたということでお考えいただければ良いと思えます。 |
| 事務局 (吉田局長) | <p>補足させていただきますと、例えば資料の厚岸町と道央の市ということで、ご説明した図で言えば、同じような市町村に体制を作っていただきたいと言ったときに、具体的にやっている例を示さないと、市町村の方は困るだろうというのがありました。実際に示したいと思っております。ですが、その図だけではこの資料1もそうなのですが、分からないと思いましたので、これは一つの例ということになりますので、体制を作る上で、ここだけはきちんとこういう視点を持ってほしい、ここを分かってやってほしいというものをまとめたのが、追加資料、このたたき台というものでございます。</p> <p>ここを、ベースを外さないで、そういった上で作ってくださいということなので、特にご意見をいただきたいのは、考え方というところは、もっとこういう視点もあるよ、ここちょっと違うんじゃないかといったところもご意見いただけますと非常に幸</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>いと思っています。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>はい、よろしいでしょうか。鈴木委員よろしくお願ひいたします。</p> |
| 鈴木委員 | <p>それでは、今の吉田局長がおっしゃった部分も含めて、市町村の立場ということでお話をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>先ほど山梨県のガイドラインのお話をさせていただいて重複する部分もあるのですが、1点目が市町村の立場、あとは多機関、多くの人に関わる中で、早期発見、把握というものが一つ重要になると思うのですけれども、その中で、それぞれいろんな状況の中でそれがヤングケアラーとして、心配すべきケースなのかどうかということで、アセスメントシートによって一定の評価をするということが関わるものにとって共通の認識をするという上で、非常に役に立つと思ひておひまして、これからの先の話になるかもしれませんが、そういうアセスメントシートというものを作ることをどう考えるかということが1つご質問。</p> <p>もう1つは、市町村の立場としてはこのようなフローであったり、視点・考え方ということで、非常に今後進めやすい資料になっているかなと思ひておひまして、このようなものは、ガイドラインとしてある程度まとめていただくと、それが一つの取り組みやすいものに繋がると思ひて、アセスメントシート、ガイドラインについて、先ほど事例集を作る予定ということで、おっしゃっていましたが、そこが現段階において、何か作る方向性があるのかどうかということをご質問したい。</p> <p>もう1点が、資料1基本形の部分についての体系の部分なのですが、北海道の方で、すでに子ども相談支援センターと児童相談所の相談ダイヤルということで、大きく2つ相談先があると思うのですが、ここに相談が仮に入った場合に、今後、市町村等の連携について、どのようなイメージを持っているかということをお聞きしたいと思ひます。以上よろしくお願ひします。</p> |
| 中村座長 | <p>2つ質問がございましたので、1つ目についてはアセスメントシート、そしてガイドラインということと、2つ目は、具体的にセンター、児相等にご相談が行った時ということでございます。</p> |
| 事務局 (吉田局長) | <p>最初の方だけ私の方から。実はアセスメントシートについては、まだ中でも実際議論はしていませんので、この場でお答えはできないのですが、実は函館市さんが取り組んでいます。ヤングケアラーという言葉が出た時から、これは何とかしなきゃいけないということでやっているようで、自分たちのやっている取り組みをどんどんPRしてくれと言われておひます。いろいろな市町村の取り組みやこの考え方の他に、こういった資料1、2-1、2-2のようなプラスαを入れようと思ひて、良い取組の事例ということで、函館市さんに最終的に確認を取った上にはなるのですが、方向的には入れたいと考えておひます。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>はい。2問目の児相の「189」^{いちはやく}でありますとか、教育庁の子ども相談というところにつきましても、今現在でもヤングケアラーの相談を受けていると思うのですが、それはそれで残していこうと思ひておひます。新しく作る相談窓口の件について</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>では、新年度になりましたら各関係機関には周知しておきたいと思います。相談窓口の件については、まだ新規事業でございますので、全道規模で一気にやっていくような、まだそういう段階ではないと思いますので、ここも相談窓口もきちっとヤングケアラー本人と対応して、きちっとした適切なサービスに繋げるところまでやるのですけれども、ここはある意味モデル事業として1年間やっていって、そして、全道の方に横展開していくというようなことも考えております。</p> <p>最初の「189」とか子ども相談に来た相談についても、必要に応じて、例えば相談窓口に繋げるとか、そういったように、確実に相談につなげて参りたいと思いますので、その辺はご安心いただければと思っております。</p> |
| 中村座長 | <p>事務局の方から今の現状についてお話ありましたけれども、鈴木委員はいかがでしょうか。</p> |
| 鈴木委員 | <p>はい。吉田局長様、手塚課長様、丁寧な説明ありがとうございます。よく理解できました。ありがとうございます。</p> |
| 松本副座長 | <p>松本です。発言よろしいでしょうか。</p> <p>今の、石狩市さんのご質問で大変重要な点だと思っております。その考え方というところが、例えばこういうものがあるという議論もしやすいし、逆にいろいろな取組の中で考え方を修正していくということもしやすいので、最初にこういうのを決めておくと、これをまた順次ブラッシュアップしていくということがまずできるので、大変大事なことになっていく。今の石狩市さんのご指摘を受けるときに、市町村における取組の早期発見・把握というときに、1つは、きちっと状況を評価して、それを関係機関が共有することが大事だと。アセスメントでも評価でも、どういう言葉でもいいのですけれども、何かアセスメントシートが独り歩きするとなったらまずいで、アセスメントシート等を用いて状況をきちんと理解・評価して、関係機関と共有するということが大事だという話と、もう1つ、やっぱりヤングケアラーの発見となっているのですけれども、子どもがケアをしているということは、ご家族の方にもいろいろな困難があるということで、後の方にも出てくるわけですが、家族のこともきちっと考えてと。やっぱり最初のところで、子どもがケアしておられるなら、家族の方にどういう困難があるかどうかということもあわせて把握をしていって、両方のことを支援に繋ぐという観点を最初の入口のところに入れておくと、全体の建て付けとしては良いのではないかと思います。これは意見です。</p> <p>もう1つ、これは言葉のことで、「発見」でも良いのですけれども、「気づき」とかそういうちょっと柔らかく、「発見」というとやっぱりヤングケアラーかどうかを同定しなきゃいけないというイメージがあって、そうするとこの子はヤングケアラーなのかどうなのかというところで、入口で揉めるような気がするので、そこで議論になっていること自体、他のいろいろな困難があるかもしれないし、ただ「発見」という言葉は支援者の方に同定してくださいということと、ヤングケアラーかどうかよく分からないけれども何か心配だみたいな話は手が出しにくくなるので、状況はよく分から</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>ないけど心配だし、あのまま放っておくというのもどうなのだろう、というふうに、この考えているところをきちっと入っていけるような、そういう表現が必要。虐待なんかもそうなのですが、虐待の早期発見というのは、私はいまだに馴染みがなくて。発見ということだけにとらわれちゃうと、後の大きな事がちょっと狭くなるようなところがあるので、それは文章で、そこをある種補うという配慮が最初の方にあると、いろいろみんな心配していることを、ご本人も含めて話していきましょうということが作りやすくなるように思います。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。言葉については、この有識者会議の中でも最初の頃からしっかり丁寧に考えていくということもございましたので、「発見」なのか「気づき」なのかも含めて、整理をさせていただきたいということと、松本委員に言っていたように、基本的にはヤングケアラーだけではなくて、その家族、世帯、そういうところをしっかりと打ち出させていただくということは、私も賛成をさせていただきたいと思いますので、そういう部分の考え方を明確に整理させていただきたいと思います。</p> <p>後の委員の方いかがでしょうか。はい、澤田委員よろしくお願いたします。</p> |
| 澤田委員 | <p>はい。まとめいただいてありがとうございます。</p> <p>資料1について、理解しにくかったところを確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>この資料1で、オレンジ色で塗り潰してある枠というのは何か意味があるのでしょうか。何か新しく設置するものとか、何か意味を持って塗りつぶされているのかということをお聞きしたいと思います。適切なサービス、特に右側の「市町村」「コーディネート（研修も実施）」「相談窓口＋意見交換の場」が、ここから矢印がそれぞれ3ヶ所から3つ出て適切なサービスというところに繋がっているのですが、これがそれぞれ「市町村」「コーディネート」「相談窓口＋意見交換の場」が受けたらここが中心になって適切なサービスを作っていくという意味だと理解してよろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>はい。まずオレンジ色に塗りつぶしてある意味は、新しく作らなくてはならないところと考えているという意味であります。ただ、左端の「子どもの居場所」は、今現在もありますし、これからも設置されることになると思います。これらについては、発見・見守りという機能を持っていただきたいと思いますと考えていると捉えていただければと思います。大筋としては新たに作っていくという意味でございます。</p> <p>そして、この「適切なサービス」というのは、やはり既存のサービスを適切に選り出して、そこに繋げていくというような、そういったことと考えております。下の「相談窓口」もそうなのですが、ヤングケアラーの本人から相談を受けて、実際、状況はどうなのかというところを確認した上で、家族の誰のケアが必要なのだろうといったときに、適切なそういった関係機関に繋いでいくということを考えて、それを適切なサービスということで表現させていただいております。</p> |
| 澤田委員 | <p>そうしますと、ここが窓口になって、それぞれ市町村立学校、道立学校、あるいは</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>学校に行っていない方それぞれの最初の窓口がこうやって示されていて、でもそこが相談を受けたから最後までこの誰かがケアをコーディネートするというのではなくて、その人がまたどこかに繋いでいくという意味ということでしょうか。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>そのように考えていただければと思います。</p> |
| 澤田委員 | <p>わかりました。あと1個、些末な確認なのですが、このコーディネートと市町村は両矢印がありますけれども、学校に行っていない人の「相談窓口+意見交換の場」から、市町村には繋がっていないのですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>表現が足りないかもしれません。つまり適切なサービスというふうに繋いでいく中で、市町村には情報共有しているはずなんです。ただ説明不足の絵になってるのかもしれません。</p> |
| 澤田委員 | <p>わかりました。そこがわかりにくかったので、少しわかりやすくしていただければと思います。あともう1つあるのですが、アウトリーチがすごく重要になってくるなと思っていて、この後アウトリーチの具体的なご説明はあるということでしょうか。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>今のところ、まだ具体的な検討には至っておりませんので、先生の方から例えば、こういったものが有効ですということがあれば教えていただきたいと思っております。</p> |
| 澤田委員 | <p>ありがとうございます。私が提案することではないのですが、提案する具体的な方法というよりは、子どもはすごく困っているけれど、例えば親がもう来て欲しくありませんというような場合で、でもやっぱり家庭に訪問してくださる方が必要んじゃないかと思うことがあるので、どういう立場で、どういう根拠で訪問できるようにできるのかというところを思ったので、ご質問させていただきました。</p> |
| 中村座長 | <p>はい、その他いかがでしょうか。それでは今西委員、よろしく願いいたします。</p> |
| 今西委員 | <p>よろしく願いいたします。資料の方ありがとうございます。拝見させていただきました。何点かあるのですが、まず、追加資料のところにある、具体的に児童委員と出てきたところがあるかと思うのですが、これについては、「児童委員」をポイントに置くところに行き着いた何かがあるのかというところの確認をしたいのがまず1点です。</p> <p>あと、この追加資料の③の方に、簡単に書いていると思うのですが、いわゆる通学していない子どもたちに対してというところは、これは学校でも把握するということが入ってくる可能性が多かれ少なかれあるのかと思うと、地域の民間団体の把握にこのような形で入れるのが適切なのか、学校での把握ということも1つ視野に入れた方策を考えなければならないかと思ったのですが、学校にあえて入れていないというところがもし何か意味があるのであれば教えていただきたい。</p> <p>あと、スクールカウンセラーの話は出ていたのですが、SSWについては、このた</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>き案の中で、どこで活動するべきなのかというところが提示されていなかったもので、その辺はどのようにしていこうという戦略なのかというところを、教えていただきたい。それが資料 1 の方にも反映してくるのですけれども、資料 1 のところの S S W の置き方の図に無理があるのかなと見ていました。基本的に市町村教育委員会に S S W が所属しているという構図になっているかと思うので、この S S W が介在しているところの矢印に、いわゆる教育委員会を挟んでいるというところがまず出てくるのかなと思ってはいます。ただ私立学校については、個別で契約するという形になってくるので、教育委員会を挟まないようになってくると、いる・いないが起きるのかなと思えば、私立学校が多分抜け落ちるという可能性が出てくるのではないかと思いますので、その辺どういように提示していくのかというところがもしあれば、教えていただければと思っております。</p> |
| 中村座長 | <p>それでは 3 点ですね。よろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 (手塚課長) | <p>まず、最初の児童委員というところにつきましては、既存のサービスというかそういったものの一つの例として書かせていただいているということでございまして、特別な意味を持たせているわけではありません。</p> <p>それと、通学していない子どもたちのことについて、学校の方にも書くべきではないかというところですが、ここについては検討させていただきたいと思っております。</p> <p>それと、S S W のところですが、ここは発見後の連携方法のところ、繋ぎ先の一元化というところがありますけれども、そのところで位置付けてもいいのかなと思っております。支援の流れの中の S S W のこの書き方については、今いただいた意見を参考にしながら、もうちょっと分かりやすいものにしていきたいと考えております。以上です。</p> |
| 今西委員 | <p>ありがとうございます。今のご回答を踏まえてというところなのですが、支援体制の一元化で S S W というところの構造でいくと、配置されていない S S W の場所という所もやはり中には出てくるので、そこはかなり無理があるということが起きてしまうというのは感じますので、どちらかという先ほどの学校に行っていない子どもたち、いわゆる不登校の子どもたちに対してどうアプローチするのかというところで、S S W がどんどん出てきたというところがありますので、そういう意味でいくと、学校が不登校の子どもたちに対してどうしたらいいだろうかということで、S S W の派遣要請が出るとかですね、相談を受けるというところがありますので、そうするとやはり学校というところに、不登校の子どもたちに対してスクールカウンセラー、S S W とタイアップしながらやっていくという形が多分、今の従来の体制なのではないかと思うので、その辺の仕組みのところを加味して、この学校での把握というところの書き方を少し調整した方が現状に合うのかなと思いました。</p> |
| 中村座長 | <p>ありがとうございます。これについてよろしいでしょうか。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> |
| 松本副座長 | <p>松本です。発言よろしいですか。これからいろいろ立ち上げて試行していくという</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ことなので、やり方もこれから経験を積んでいって精練されていくと思うのですけれど、資料 2-1、2-2、2-3 とありますけれど、資料 1 を見るとヤングケアラーと市町村、コーディネートの真ん中に学校が必ず入ることになっていて、そうすると、学校が基本的に子どもの面倒を見るという図になるような気がします。学校の先生と合わないとかで直接市町村あるいは市町村のコーディネーターとか、適切なサービスを受けている子は地域包括とか、そちらと子どもが繋がるような場合もあると思いますし、学校の役割もあるけれども、子どもに直接関わる別の人の役割もあるような気がします。</p> <p>スクールカウンセラーと S S W がここでいいのかという今西委員のコメントもそうだと思いますし、この絵だと、市町村や病院などがヤングケアラーと直接関わらないというように見えてしまうところもあります。あと、発見というのが、子どもの居場所など左側のところが発見するという絵になっているので、それが気になる場所というのが、まず 1 つ。</p> <p>それと資料 2-1、2-2、2-3 は具体的に分かりやすいのですが、例えば資料 2-1 を見ると、S S W と地域包括の人、学校の先生、事業の人が一緒に議論する場がないですね。全部市町村役場の方に情報提供して、助言も個々にもらってくれという話になって、現実的にはこういう関係者が一堂に介して一回打ち合わせしましょうという場をどう持つかというのが、とても大事だと思うのですが、それが資料 2-1、2-2、2-3 だとどこにどう位置付くのか、それがよく分からない。そこに場を持つときに誰がどうコーディネートするか、そういう場を設けるようにするというのは共通のことの気がするのです。そこを中心に 1 回絵を書き直してみる方が、分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>もう 1 つは、資料 2-1、2-2、2-3 の絵の中にいずれも子ども本人あるいは家族が登場しないのですよね。やっぱり子どもなりご家族と一緒に話す、一緒に考えるということが、特に大事だと思うのですが、特にヤングケアラーでは別の大人のケアの問題を含む件だと、子どもなり家族というのはどこに入るか、発見される側なのですよね。一緒に何か考えるという、特に高校生ぐらいになるとあると思うのです。そして先ほど関係者が集まるという議論をする場の中に、子どもなり家族というのも可能な限り一緒に入れ込んでいくというのは一つのやり方だと思うし、実際そうされていると思うのですが、このあたりがわかるような絵を書くと、何を大事にしなきゃいけないかというのが分かる気がするのです。視点なり考え方なりで、本人と家族と一緒に考えることが大事だという話を入れるとしたら、そこが反映されている図になるというのが大事かだと思います。もちろんやりながらいろいろブラッシュアップしていくものだと思うので、今後やりながら変更があるのが前提なのですが、意見です。</p> |
| 中村座長 | どうもありがとうございます。西村委員お願いします。 |
| 西村委員 | 私も先生の話、そうだと思います。どこで家族が入ってくるのかと思いましたが、本人の意思をどこで拾うのかというところがあるので、やっぱり皆さん集まって共通 |

| | |
|-------|--|
| | 理解が必要かと思います。 |
| 松本副座長 | <p>はい。それと関連してもう一点だけ。</p> <p>資料1のところを見て、通っている学校ごとに体制が違うという話なのですが、高校生の場合、道立高校に行っていようが私立高校に行っていようが、その町の住民ですよ。なので、真ん中に学校挟んで学校を所管しているのがどこかという話で、市町村の場合と道や市は所管が違うからコーディネートのところも違うという絵になっていますけれども、どこの学校に行っても家族を支える時は自治体がベースになるわけですよ。家族の支援と子どもの支援というのが連動していくと考えた時に、その行政的な入口が変わるとするのは100歩譲って理解したとしても、支援の基盤をどう作るかという時に、子どもが通っている学校ごとに違うという話はどうなのでしょう。住んでいるところと学校があるところが違う場合は結構ありますよね。そうすると、住民だけどうちの問題じゃないとなる。おばあちゃんは市町村で見るけど子どものことはそっちでやってというような話になりかねない。自分が地域の公立学校に行っていて、姉ちゃんが私立学校にいつているとかありますよね。子どもを所管で支えるときに、どのようにするのかと言ったときにそれぞれの所管が違うということはありうるわけですが、これに基づいて体制組むときにネックにならないかなと思ったもので、発言をいたしました。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。この辺もイメージの関係もありますので、今井委員いかがでしょうか。</p> |
| 今井委員 | <p>はい、お疲れ様でした。包括支援センターの場合、ヤングケアラーではなくて一般的なケアラー支援というようなところの流れが出ていて、例えば「ヤングケアラー支援体制」の例1とかになると、住民や町内会というところが発見して、包括支援センターの方に上がってくるということにはなっていますが、その辺ははっきりと線引きは難しいかと思っていて、包括支援センターの日常の活動の中で、この図でいくと発見という機能を担う場合も出てきたりするのかなと思うので、この辺をはっきり切り分けていく図でいいのかというところは少し現場的にはあるかと思っています。</p> <p>あくまでも例なので、とは聞いたのですが、包括支援センターには相談機能も発見機能ももちろんアウトリーチの機能も、全てを含んでいる機能なので、この辺の整理というのが少し必要にはなってくるのかなというふうには感じていました。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。自治体の部分のイメージとして、森委員いかがでしょうか。</p> |
| 森委員 | <p>はい、森です。お疲れ様です。まず追加資料の「視点・考え方(たたき台)」につきましては、私は概ねいいのではないかと思っております。やはりこの「発見」という言葉がどうなのかという議論がありましたけれども、いち早く気づいてあげる。これはですね、多くの機関が目を配ってあげるということで、学校しかり市町村しかり町民の方しかり、いろいろな方がやはり、いち早く気づいてあげるというのは必要なのかと思います。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>それと、資料1や資料2-1だとかの支援体制の流れなのですが、最終的にヤングケアラーを発見して支援するのは、さっき松本先生も仰っていましたけれども、子どもたちが住んでいる市町村の方々が中心になるのではないかと考えております。道立学校の子どもたちだから道でやりますという話にはならないと考えております。この絵の作り方を変えていく必要があるのではないかと考えました。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。小倉委員はいかがでしょう。</p> |
| 小倉委員 | <p>はい。例1、例2含めて、私も本人のご意向ですとか、子どもたちの意向もそうですけど、ご家族の意向がこのポンチ絵からは分からなかったもので、家族の距離感もあるかもしれませんが、そこら辺がどこに入ってくるのかが気になっておりました。</p> <p>それからもう1点、「視点・考え方（たたき台）」の方ですが、2ページ目、(2)の最初に、「ヤングケアラーを生じさせない視点が重要である」ということが記載されているのですが、ヤングケアラーを全否定していいのかというのが、少し違うのではないかと思います。もちろん困難を救ってあげる、手助けしてあげるということは必要ですが、「生じさせない」というと何か悪いことをしている人を1人でも減らすようなニュアンスに聞こえてしまいます。程度問題でもあり、ケアをしている子どもさん達は一生懸命、親や兄弟との信頼関係の中でヤングケアラーをやっていることもあるので、目の敵のようにヤングケアラーを1人でも多く発見して潰していくんだというような表現に取られないようにしていただきたい。ヤングケアラーという言葉が周知されて来ていますが、まるで虐待を探すかのように、そんな子がいないのかというような形でヤングケアラー狩りみたいな形になるのは、とてもセンシティブな問題なので、そういう誤解を招かないような表現にしたいと思いました。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。では、加藤委員いかがでしょう。</p> <p>加藤委員、聞こえますでしょうか。加藤委員の音声を確認中でございますので、先に澤田委員よろしくお願ひします。</p> |
| 今西委員 | <p>すいません、1点よろしいでしょうか。澤田委員の画面が固まっているかと思ったのですが、動いていますね、ごめんなさい。</p> <p>1点だけ、コーディネート機関と相談窓口というところの図の話の時にふと思ったのですが、いわゆる支援団体を何か考えるということはあたりするのでしょうか。それも加味した形でオレンジ色の図で考えているのかというところが気になったのですが、たたき台の③のところ、前回のときも気になって支援団体と関係機関の話をしている所もあったのですが、ここで書いている支援団体というのは、どちらかという子育て支援の拠点だったり、そういった場所を指しているのかと思ったのですが、これは支援団体として考えるべきなのか。支援団体からの把握となるときにどこを指すのか、関係機関とどう違うのかというところがやはりピンとこないというところがありましたので、そういったところの支援団体を作るとか、お願ひをする方策もあるのかということも含めて、後で全然構いませんので教えていただければと思います。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (手塚課長)</p> | <p>すいません。オレンジ色に塗ったそのコーディネートと相談窓口、意見交換の場というのは、ある程度、組織的に動いていけるようなところを考えています。まだ想定はできておりません。どちらかという、コーディネートにしても、はっきり書いていないのが、まずいのですけれども、いかにも道立学校と私立学校をコーディネートで全部やるみたいにも取れますし、市町村に繋いでいる部分が必要に応じ指導助言というところで繋いでしまっていますので、コーディネートだけで完結しているように見えてしまうのですが、児童生徒や家族をサービスに繋げるというのは、住民中心でありますので、コーディネートが正面に出てきすぎている絵になっているというふうに認識しております。市町村等の適切なサービスに繋ぐような、そういったイメージに見えるように作り直していきたいと考えております。</p> |
| <p>松本副座長</p> | <p>よろしいですか。先ほど、地域包括の方がそちらの方で気付くこともあるということを見て、そこはとても大事だと思うのです。このヤングケアラー支援のことで、やっぱり普通のケアラー支援のことが連動していくような条例になって、そういう仕組みがあるということが、やっぱり北海道として大事なことだと考えたときに、こういう取組が始まることで、1つはここでよく言う、学校が子どもの状態あるいは子どもの家族の状態に目を向けている支援を繋ぐということ、あるいはいろいろ配慮することができるようになるというのが1点。</p> <p>もう1つは、高齢者や障がい者あるいはご病気の人を介護あるいは看護している側が子どものことに配慮していく、子どもがそこに関わっているとしたらどうしたら良いか、この視点を持って進めていけるようになるということ、その両方がちゃんと議論ができて情報交換できて、ご本人と一緒に考えられるような場を持つことができるという、大体この3つ目が大きく効果的だと思うのです。そこをバラバラじゃなく取り組みましょうというのが今回の大きな柱というか、取組の基本方向であると私は理解しているのです。そうした時に、前回議論になっているような、資料の1では、そこが見えるような形で、この基本的な考え方として整理がされていると良いと。そうなってくると、その適切なサービスの中に支援が全部含まれてしまっていて、何が入るのかよく分からないという話になっているので、すいません、なんだか文句ばかり言っているみたいで申し訳ないですけれども、こういう図を見て基本的な考え方が分かるということが大事だと思うのです。これをぜひ工夫いただければと思います。すみません、また余計なことでお時間とって申し訳ないです。</p> |
| <p>中村座長</p> | <p>どうもありがとうございました。大変貴重な意見をいただきまして、これを含めて基本的な視点・考え方、そしてポンチ絵等々含めてご検討いただければありがたいと思います。</p> |
| <p>事務局 (吉田局長)</p> | <p>資料1の方、1回見直しをして分かりやすくします。資料2-1、2-2、2-3もそうなのですが、実際の市町村の取組をポンチ絵に落としたものです。実際、皆さん仰っていますが、包括やそういったところからも役場の方に繋がっているのです。絵の中に入れていなかったのを、それを入れます。それと、いわゆる連携会議のようなものは、現場は何か協議会というのですか、それを立ち上げるというのはあまり思っていない</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>て、皆でスクラムを組む、そういう意味での連携会議があります。子どもから入ったら、そこに高齢、障がい、教育を入れるとかそういう感じの、例えば高齢から入っても逆に教育に来てというのがあるので、そういう意味で言うとシステムチックにちゃんと動いていると聞いていましたので、この資料の方にも、もう1回確認をしてぱっと見てわかるように修正してみたいと思います。</p> |
| 中村座長 | <p>では、1つ目の議題についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、2つ目の議題の方に進ませていただきたいと思います。2つ目の議題につきましては、ケアラー支援体制についてということでございますので、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。</p> |
| 事務局 (池田係長) | <p>北海道保健福祉部福祉局地域福祉課の池田と申します。私からは重層的支援体制整備事業について、厚生労働省の資料を中心にご説明させていただきます。</p> <p>まず資料めくって1ページ目をご覧ください。これまで高齢、障がい、児童等の各分野の相談体制を整備してきた中で、相談する先が明確であったり、自ら相談する、相談に行く力がある方については、対応できていたケースが多いと思うのですが、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の対象外であったり、一時的なケースなど、制度のはざまにあるケース、自ら相談に行く力がなくて、地域の中で孤立しているケースへの対応が、現状体制ではなかなか難しいというところがあって、縦割りという関係を超えること、支え手受け手という関係を超えて、これまで支援を受けていた方も、状況によっては支え手として活躍いただくような場面を作ること。世代や分野を越えて繋がる必要があります。既存の相談支援体制を活用して、様々な機関が連携して対応可能な体制が必要になってきております。</p> <p>めくって2ページ目をご覧ください。市町村におけるこうした体制の整備の手段の1つとして、重層的支援体制整備事業が令和3年度に創設されたところです。この事業は、市町村において、地域住民の複合複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性や世代を問わない相談の受けとめや多機関との連携などの包括的相談支援、相談に応じて、就労支援や見守り等居住支援などにつながる参加支援、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保、住民間の交流や助け合い活動の開発などを行う地域づくりに向けた支援の三つを柱として、一体的に実施するものでございます。本事業は、実施を希望する市町村の手上げによる任意事業でございまして、令和3年度は、七飯町、妹背牛町、鷹栖町、津別町の4町で実施しております。</p> <p>めくって資料3ページ目をご覧ください。重層的支援体制整備事業が創設される前から、道内の市町村の一部では同様の相談支援体制をもともと整備しているような自治体もございます。そうした取組と重層的支援体制整備事業の大きな違いが2点ございまして、一つは、市町村における国や道からの交付金の受け方でございまして、これまで介護、障がい、子どもといった分野ごとの相談事業ごとでそれぞれ分けられていた交付金が、重層的支援体制整備事業を実施しますと、一本化されてしまって、バラバラではまず受け取れなくなるといったこと、そしてこのページの右の方を書いて</p> |

ある「新」と記載されてあります、参加支援アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働等といった事業をこれは必ず実施しなくてはいけないということがございます。ですので、先ほど4つの自治体が行っているということでお話させていただいたのですが、先ほどヤングケアラーの説明の中であった資料2-1、2-2、2-3をやっ
てらっしゃるような自治体さんも、いわゆるこういった相談はもともと受けていらっ
しゃるのだと思いますし。なのでこれを行っている4町以外がそういう体制がないと
いう意味ではないので、そちらはそういうふうにご理解いただければと思います。

資料の4ページ目をご覧ください。実際の支援の流れについて簡単にご説明させて
いただきます。まず「包括的相談支援事業」という上のところですが、ご本人などの
ほか、地域住民や関係機関等の照会等により相談があった場合に、相談者の属性や世
代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受けとめることとなります。これは必ず
しも窓口を一つにしなければならないという意味ではなくて、従来どおり、介護、障
がい、子ども、困窮などの窓口を設けて、各窓口間で連携しながらそれぞれ対応する
形でも可能でございます。そして、包括的相談支援事業で受けとめた相談のうち、各
分野単独では対応が難しい、複雑化複合化した事例に関しましては、真ん中の赤い部
分、多機関協働事業というところに繋ぐこととなります。多機関協働事業を実施する
機関が、その相談事例について、いわゆる司令塔的な役割を果たしまして、関係す
る、それぞれの機関の役割分担ですとか、支援の方向性などを決めたプランを作成し
た上で、関係機関を集めた会議に諮って支援の方向性を決定します。そこで決定した
プランに基づいて、必要に応じて訪問相談などのアウトリーチを通じた継続的支援事
業ですとか、参加支援事業に繋げていくというのが、具体的な支援の流れになってお
ります。

資料の5ページ目をご覧ください。この事業に関しましては先ほどご説明したとお
り道内で実施しているのは4町であり、全国的に見ても現在のところは、実施は一部
にとどまっています。今後広がっていくと思うのですが、なぜ現時点で実施が少数に
とどまっているかということについて、道内の市町村に行ったアンケート結果で整理
させていただきますと、重層的支援体制整備事業の大きな特徴としては、先ほどご説
明したとおり、分野ごとに分かれていた補助金をまとめて一つの補助金に受けるとい
うこととなりますので、自治体の予算の組み替えが必要になってくるということ、そ
して、新たな事業である参加支援などの事業を必ず実施しなければならないとい
うことがございます。課題といたしまして、市町村の方で新たな事業を実施するにあつ
て、人材不足で担う機関がなくて、負担感が大きいといった意見ですとか、あと道内
の小規模の市町村では、すでに各分野の相談に関する連携体制ができている自治体
が多くて実施をすることによる変化が乏しいといったご意見がございました。また大
都市部では、関係部局や関係機関が非常に多いことから、そういった関係者間の合意
形成を得ることが大変だというような意見も目立ちました。下に昨年10月に全市町
村から回答を得た意向予定に関する調査結果を掲載しております。意向予定を伺うと、
真ん中まで約半数の自治体では、実施に興味を示しているのですが、具体的に実施時

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>期を決めている市町村は、上の3つでございまして、まだ少ない状況でございます。こうした先ほどご説明していた課題について、今後、国に対して改善について要望していきたいと思っておりますし、道でも課題解決に向けて、市町村を支援していくことが重要だと考えてございます。</p> <p>最後のページ、6ページ目をご覧ください。最後に道の市町村支援についてご説明させていただきます。道では、重層的支援体制整備事業は、従来の支援のはざまに埋もれている、高齢や障がいなどの世代や属性を問わない身近な地域の生活課題の解決に向けた、重要な取組の1つであると認識しておりまして、市町村における事業の実施に向けた気運醸成が図られるよう、今年度から重層的支援体制構築に向けた市町村後方支援事業を実施しております。今年度実施して参りました後方支援事業は大きく分けて3つございまして、1つは市町村の職員ですとか、社協の皆様などの関係機関の職員を対象に、制度や実施に係る連携体制の構築の進め方に関する説明会を開催しました。また今後実施を予定している、また興味がある市町村の職員の方を対象とした体制整備の手法ですとか、地域課題の解決に向けた取組に関する意見交換会も開催しました。また今後、3月ですが、事業の基本的な考え方や取組の方法、あとは道内外の先行事例等を整理した手引きを作成する予定でございます。この3つに分かれておりまして、説明会には83の市町村職員や社協の関係者の皆様、意見交換会には、24市町村と、予想以上に多くの市町村にご参加いただいております。次年度以降も引き続き実施を希望する市町村を支援して参りたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。ありがとうございました。</p> |
| <p>事務局 (北山補佐)</p> | <p>引き続き、私の方から資料4につきまして、説明させていただきます。事例でも出てきました資料2-3につきましても、説明をさせていただきます。</p> <p>まず資料4の「ケアラー支援の流れ」、これは事例に基づくイメージということで、いわゆる想定ケースというふうに書かせていただいているのですが、ケアラーを発見し、支援に繋げて、ご家族の負担が軽減される流れを1例として図でまとめさせていただきました。そのケアラーの普及啓発ですとか、そういった早期発見、相談の場の確保等を行うことによって、そのご家族の気づきですとか民生委員さんの気づきを促進し、そういったことによって、相談機関に繋がって、「地域包括支援センター等」と書いてあるのですが、これは状況によって様々な場合があるとは思いますが、そしてその際に、当事者、ケアの必要な方と、それを含めた世帯の方への聞き取りですね、括弧して「アセスメント」と書かせていただいておりますが、こういった形で、地域ケア会議等において介護負担を軽減するための支援方法などを検討して、各事業所さんとも連携して、必要な支援を行うことによって、ケアが必要な方を介護サービスの利用につなげることによって、ケアラーの介護負担が軽減される。もう1つは、その下の方にありますけれども、支援ネットワークという部分に「地域づくり」、これは地域づくりといってもいろんな部分があるのですが、見守りの部分ですとか、ケアの悩み等を相談できる場としてカフェに参加するなど、地域全体で支えていくというイメージ図を整理させていただきました。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>次に、資料の2-3の部分については、これは実際に函館市の方で今年の4月から、こういった体制を立ち上げる予定があるということでありまして、図の真ん中に「福祉拠点」と大きくお示ししていますが、こちらの福祉拠点という形で、ワンストップの相談窓口を立ち上げて、高齢、障がい、子どもと生活困窮のセクションが、どの部門で相談があっても、発見という形で書かせていただいているのですけれども、ケアラーが発見されたとしても、福祉拠点を中心に連携して、必要に応じて会議等も開きながら、それぞれ情報共有を図りながら一体となって、ケアラーを含めた様々な住民の方々からの相談ごとに対応していくというスキームをつくって、この4月からオープンするというので、ひとつの事例として参考になればと思いましたがお示しさせていただきました。この中には、アウトリーチ支援という部分も緑の矢印であるのですけれども、今ご説明していただいた重層的支援体制の事業の部分にも通ずると言えますか、同じような概念ではあるのですけれども、こういった事例も含めてケアラー支援という形で、理想的な部分を少しでも形ができればと思いついて、例として、お示しさせていただきました。私からの説明は以上であります。</p> |
| <p>中村座長</p> | <p>はい。議題の2つ目としましてはケアラー支援体制についてということで、最初は、前回ご要望のあった重層的支援整備事業についての説明、そして次が、ケアラー支援の流れ、それと具体的事例として、ケアラーを含めた相談センター体制例という3つの説明でございました。</p> <p>説明について、ご意見ご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。はい、鈴木委員よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>鈴木委員</p> | <p>はい、石狩市鈴木です。説明の方、ありがとうございます。</p> <p>前回、重層的支援体制整備事業について、私の方でお願いした経緯もありまして質問させていただきます。制度については法律に基づくものということで理解いたしました。それで前回、この質問をした趣旨としましては、国の方で、ケアラー、ヤングケアラー支援を考えたときに、この重層的支援体制整備事業の活用も視野に、マニュアル等も作成しながら取り組んでいく、というそんな言及が報告書の方にあったのですよね。これがなぜ国はこの制度を使わなきゃいけないと考えているのだろう。その中で先行して、北海道は、取り組む形になると思うので、ここを使う難しさがあるのかどうかということ。もう1つは、他市の例も含めて、すでにそういう枠組みができているのであれば、わざわざいろいろな難しい部分で、この制度を使う必要はないのではということ、説明を受けて感じました。</p> <p>あともう1つ、国の報告書ですとか、あと自分自身いろいろ考えている中でも1つ非常に大きな疑問が、整理ができない部分をお話すると、個人情報の取り扱いという部分で、要保護児童対策地域協議会は、法律に基づいて、そこに加盟したら個人情報はその中で共有して良いとなっておりますが、このヤングケアラーに関して、ご本人の同意を得れば当然良いのですけれども、本人はそこを望んでいないとなったときに支援自体の共有ができなくなるのではないかと、そんなことも考えているのですが、何か、他市さんの部分で、もし整理しているものがあれば、あわせて情報を紹介いただ</p> |

| | |
|---------------|--|
| | ければと思います。以上です。 |
| 中村座長 | 事務局いかがでしょうか。 |
| 事務局 (吉田局長) | <p>個人情報でいうと、子育て世代包括支援センターを中心にした、事例の2-2なのですけど、子育て世代包括支援センターにいろいろな部門から、市民の方や学校からも含め、全部相談が来るようなシステムになっているのです。</p> <p>余談ですが、ここは子育て世代包括支援センターなのに、障がいのある人もお年寄りの人も全部相談を受けると言っております。なぜかという、市の相談先だからと言っているのですよ。子どもさんのヤングケアラーの話になったときどうするかと言ったら、これは隣の市も1つあるのですが、その時には要対協を使い始めると言っていました。僕もその個人情報をどうするのということで質問したのですが、途中までは、みんなでやっても、さあ支援やるよと言ったときに、個人情報がどうしてもあるので、要対協というくくりの中で動くスタンスというか、それに変わると言っていました。なので、個人情報は守っていくんだというのは、この市と、もう1つ隣、両方の市、2つとも言っていました。それと先ほどの厚岸町じゃないところに聞いたときも、最後はそうなったときは個人情報の話になると要対協を、現状では活用してやるというようなことを言っていたので、現状そういう動きが、実際のネットワークとかやり方は別の入り方としても、実際にやる時にはそういう方向が、今のところベストなのかなと、すいません、まだ、僕らも全部分かっているわけではないので整理出来ていないのですが、そう思っています。</p> |
| 事務局 (池田係長) | <p>よろしいですか。重層的支援体制整備事業という観点からちょっとご説明させていただけますと、重層的支援体制整備事業を実施している自治体においてはですね、同意が得られていないケースに関して、支援会議という会議の中で、法律上守秘義務がかけられているので、そこでは同意が得られていないケースについても、情報共有が可能という形になっております。ただ、ご説明の中でもさせていただいたのですが、やはり結構、市町村の中で交付金の煩わしさとか、その事業を全部実施しなくちゃいけないといった部分の問題があって、やはりその全ての自治体でこの事業が出来るかという、そこはなかなか難しいところかと思っております。</p> |
| 事務局 (吉田局長) | <p>なかなか補助金の縛りがあって、現状として、全道に行くかとなるとなかなか難しいので、お金の制限もあるからだと思います。市町村の方にはいろいろ聞いている中で、やっぱり重層という言葉が出てくるのですよ。僕よりも、市町村の知っている仲間が知っていて、「吉田さん、それ重層でやれば良いってことですよ」という言い方を結構しているので、両輪というかですね、重層も進めながら進めていく必要があるのではないかと思います。</p> |
| 中村座長 | よろしいでしょうか。それでは、西村委員お願いします。 |
| 西村委員 | 4ページの所の真ん中の最後の方、「終結」という所がありますよね、本人の整理がされて支援の見通しがついたところで終わっちゃうのですか。そのときはもう多機関の協働の所に分かれるということなのではないでしょうか。 |
| 事務局 | そうですね。これはもう具体的に、この方が必要とするサービスにきちんと繋がっ |

| | |
|---------------|---|
| (池田係長) | たという段階でもってして、この多機関協働事業としては一度終結するという形になっているというところでございます。 |
| 西村委員 | それからもう1つの方の、ケアラーの支援の流れという、資料の4です。これだと、結構うまく行くケースもあると思うのですが、逆に、行かないケースもあって、実際に私も今6~7回電話で受けているケースで、最初のうちに地域包括の方に繋がったのですが、地域包括の方でも促しているのですよね。だけど、本人はなかなかその地域包括の言っていることを聞かないというか、信用できないという話から、どれだけ地域包括が言ってもサービスを受けるという流れにならないのですよね。たまたまこの前電話が来た段階では、うちの方にも家族会の人が出て、家族会の人をお願いしてちょっと行ってきてくださいと。ご主人が奥さんを見ている、80代のケースなのですが、家族会の人がお花と、それからお弁当を持って行ったところ、奥さん寝たきりなのなのですが、奥さんずっと1時間ぐらいお花を見ていて、ご主人はいつも奥さんにお弁当作っていて、自分は満足に食べられなかった。けどお弁当持ってきてもらったことによって、もう2年ぶりぐらいにおかずとご飯が、こう分けたものが食べられたって嬉しくて嬉しくてって電話を頂いたのですね。ですから包括支援センターでも、一所懸命、包括の人がやってくれていても、なかなかその本人の支援に繋がらないときにやっぱりどうするのかという、困難事例みたいな、かえってその方が身になるというか、切実に思うことなので、うまくいくケースは、それぞれ皆さんやっていると思うのですが、本当に上手いかないケースをどう支えていくかというところが、老老介護になっている、年代が上がってきている世代なので、そこら辺を事例として、上げてもらった方が良かったのですが、よろしくお願いします。 |
| 事務局 (北山補佐) | はい。貴重なご意見ありがとうございました。実際、本当に地域で困っているのはそういった困難事例だと思いますが、そうした場合は、地域会議等で、関係者で情報共有して、根気強くアプローチしていくことが必要かもしれないのですが、そういった部分にも視点を向けて作っていきたいと思います。 |
| 中村座長 | ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。 |
| 松本副座長 | すいません。これは今、道でケアラー支援条例を作ってやっていくときに、ヤングケアラー以外のところのケアはどういうふうにしていくかという、構築していくかという点での議論なのですか。今、こういう例がありますという話とか、どこに向かって発言、何に向かって発言すれば良いのかまだ了解してなかった。 |
| 事務局 (北山補佐) | そうですね、ケアラー支援の基本的な支援の流れとして作成したもので、ケアラーの負担軽減のために支援に繋げる流れの中に、普及啓発や早期発見・相談の場の確保、地域づくりといった基本的施策をイメージとして落とし込んでいったものであり、この部分については、基本的な考え方や視点の整理が間に合わなかったところですので、次回までに、この辺も文言整理をして、図も整理したいと思っています。 |
| 松本副座長 | 条例の話はこの後出てくると思いますので、そこで発言がいいのかもしれませんが、今こういう事業があつてこういうふうになっています、というのはおそらくこ |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ここにいらっしゃる方、それぞれの立場でご了解されていますけれども、条例ができるようなことで、もうちょっと新しい、ここは変わるというような、あるいはここを変えたいというようなことがあるとしたら、そこを中心に示していただいた方が、議論がしやすいような気がしたのです。ヤングケアラーの方はこれから新しい体制を作るということですが、他は既存の体制を作るというときにどうかというときに、特に高齢者のところでは地域包括をどう機能させるかということだと思っておりますけれども、障がいのところだけ、あるいはご病気の方をどう支えるかということも、並べて議論するときにどういうやり方があるのかというような議論が出来るといいなと思う。</p> <p>もう1つは、例えば資料4のところ、資料2-3のところなんかでも、ケアラーが子どもの場合というのをどうするかというのを入れ込んでおいてもいいわけですよ。ヤングケアラーのこととケアラーのことであった、住民からの相談事っていうところに、子どもがケアラーになっていく場合っていうのも、大人の方で絵の中に入れておくと、何か繋がるような気がしますので。そこが、そういうのが入るのが新しいところなのかというふうにも思ったものですから。一応おさらいされるのであればそれでいいのですけれども。なにかに向けた議論っていうのだったら、どこに向けて何か発言したらいいのかわからないので、すいません。ちょっと混乱させる発言だったかもしれません、申し訳ない。</p> |
| 中村座長 | はい。その部分については次回以降のところ整理をして、またご提案していただきたいと思っております。それ以外よろしいでしょうか。 |
| 松本副座長 | あともう1つ、重層的云々というのは、予算も固有の付け方だと思うのですけれども、ここにヤングケアラーの話を載せるとか、地域ベースで載せるということはあるのですか。そこはおそらく鈴木委員のご質問延長で、制度的にそこはどのような可能性があるのか。 |
| 中村座長 | 事務局いいですか。よろしく申し上げます。 |
| 事務局 (池田係長) | 基本的に重層的支援体制整備事業というのが複合的複雑な課題を抱えた方とかが、それを受けるための仕組みでございますので、当然そのヤングケアラーの方に関しては、その家族の方も含めて、そういった複合的な課題を抱えている方でございますので当然対象になりうると思っております。 |
| 松本副座長 | 道でいろいろと今後進めていくときに、そこを組み込むというのはあるかもしれませんが。特に1ページ目の絵のところの左側で、対応が出来ていないケースみたいなところで複合課題というときにダブルケアの問題がありますけれども、子どもがケアの負担になっているような場合というのも、これは当然入ってくるのですよね。多分この事業そのものはあまりそれを想定していないのだと思うのですけれども、実際に道がこれから条例を作ってやっていくというときに、そういうことも含んで可能性があることなのかどうかというのは、一旦ご検討いただいた方が、似たようなものいろいろ始まると大変なので、こっちと一緒に枠作っちゃおうかという動きをされる基礎自治体さんもいらっしゃるような気もいたしますので。 |

| | |
|-------------|---|
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。次回の整理の中で参考にさせていただきたいと思います。時間の関係もでございますので、議事の順番を変更させていただきたいと思います。当初その他で情報提供いただく予定でしたが、参考資料の札幌市のヤングケアラーに関する実態調査（速報）、これについて、先にご説明いただきたいと思いますので、札幌市の藤田課長様、報告の方よろしく申し上げます。</p> |
| 札幌市 藤田課長 | <p>皆さん、こんばんは。私、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課でヤングケアラーを担当している藤田と申します。いつもこの会議に、オブザーバーとして参加させていただきましてありがとうございます。それでは参考資料の方、速報値で恐縮ですが、説明させていただきます。</p> <p>札幌市が行っているヤングケアラーに関する実態調査のうち、中高生の生活実態に関するアンケート調査について、調査結果の速報結果をご報告いたします。確定値につきましては、大変恐縮なのですが、本日、報道に公表させていただいたところでございます。今回資料準備等の関係で速報についてのご報告になることをご了承いただければと思います。なお確定値の方はですね、札幌市のホームページで「ヤングケアラー」と打っていただきますと、ホームページにアップされておりますので後程ご覧いただければと思います。</p> <p>1 ページ目でございますけれども、調査の実施概要です。調査目的としましては、ヤングケアラーの早期発見、支援に繋げる仕組みづくりの検討を行うためのデータ収集としております。2 の調査対象ですけれども、札幌市立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 112 校と、そこに在籍する生徒としてございます。調査方法ですけれども、各学校を通じまして、生徒に調査協力依頼文を配布しまして、配布時には、教員の方から生徒へアンケート調査の趣旨等を説明しております。回答形式ですけれども、希望はウェブ形式でやっております。ウェブ環境にない生徒や、紙媒体を希望する生徒の皆さんには、紙媒体の調査票を配布いたしまして、回答は生徒さんから直接子ども未来局に返信用封筒で回収したところでございます。調査期間ですけれども、昨年、令和 3 年 11 月 12 日から 12 月 10 日を調査期間といたしました。回収結果ですけれども、中学生の回収率が 6.9%。高校生の回収率が 11.6%となっております。</p> <p>2 ページ目でございます。結果概要でございます。札幌市のヤングケアラーの割合でございますが、「自分が世話をしている家族がいる」と回答した方、いわゆるヤングケアラーの割合は、中学生が 4.3%、高校生が 4.1%となっております。次にヤングケアラーの状況ですけれども、①のヤングケアラーがお世話をしている家族の続柄ですが、自分が世話をしている家族との続柄は、中学生、高校生とともに、兄弟の割合がやはり一番多くなっております。②のお世話の頻度でございます。世話をしている頻度は、中高生ともほぼ毎日の割合が高くなっております。③の平日 1 日あたりの世話にかかる時間でございますけれども、平日 1 日当たりの世話にかかる時間は中高生ともに日によって違うというのが 4 割程度を占めてございます。大体の時間の分かる回答の中では、3 時間未満が中高生とも割合が最も高くなっておりますが、7 時</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>間以上の長時間お世話をしているヤングケアラーも存在しているところでございます。④の学校生活への影響でございます。学校生活への影響は中学生・高校生ともに、「自分の自由になる時間が取れない」、「勉強する時間がない」、「自分が自由に過ごせる場所がない」が高くなってございました。⑤のヤングケアラーの世話の悩みについて相談した経験の有無でございます。中学生・高校生とともに約7割がないと回答してございます。その理由でございますけれども、「誰かに相談するほどの悩みではない」という回答が最も高く、「家族外の人に相談するような悩みではない」、「相談しても状況が変わるとは思わない」、「相談して相手を困らせたくない」、「家族のこのため、話しにくい」という点も高くなってございます。⑥の学校の先生や周りの大人に支援してほしいことでございます。中高生ともに「特にない」が最も高くなってございますが、中学生では「自分の自由に過ごせる場所がほしい」ですとか、高校生では「自分の今の状況について話を聞いてほしい」というところが、23.5%と割合が高くなっているところでございます。</p> <p>次の裏のページでございます。(3) ヤングケアラーという言葉の認知度でございます。「聞いたことがあり、内容を知っている」と回答した方は、中学生で21.8%、高校生で32.1%となっております。また、中学生・高校生の約4割以上がヤングケアラーという言葉自体は聞いたことがあるとお答えになっております。調査結果の速報値は以上となります。</p> <p>本日公表した調査結果報告ですけれども、昨年12月27日に速報値を公表しておりますけれども、値の内容の修正の変更はございません。先ほど申し上げました調査結果報告ですが、生徒用の調査につきましては、すべての設問に対して分析を行いまして、世帯類型やお世話をしている人たちの追加分析なども行っておりまして、その概要版を報告として載せてございます。また速報値では取りまとめ中でありました、学校への調査結果についても分析をしてございます。先ほど申し上げましたように調査結果報告書と概要版につきましては、札幌市のホームページに掲載してございますので、後程ご覧いただければと思います。私からは以上でございます。</p> |
| 中村座長 | <p>藤田課長様、大変ありがとうございました。本説明につきましては、札幌市からの情報提供でございますので、内容に対する議論等については了承いただきたいと思っております。それと本来であれば資料5ということで、条例制定による目指すべき姿について等々がございますが、先ほどのご意見等を踏まえて事務局の方で再度検討して、次回の会議でご説明いただきたいと思っておりますので、本日については以上をもって全体の終了とさせていただきますと思います。</p> |
| 松本副座長 | <p>すみません、発言よろしいですか。これまでの議論とは少し離れるのですが、資料1でございます。小学校と大学というところで、実態調査の可能性についてコメントされましたけれども、私は大学の教員で研究者ですのでいろいろ調べていただくのは、むしろ良いのですが、実際問題大変関心ありますけれども、小学生の同じような形式の調査というのはかなり難しい、国はやると言っていますけれども、中学生でもかなり難しいと思っておりますので、やるという場合は、かなり工夫が必要かと思</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>ます。あと例えば、高校生あたりにインタビューを、いつ頃からケアの役割を担ったかとか、そういうふうな後を追っていくとか、発生の確率とか頻度を調べるために調査をするというのは、なかなかその数字の見方が難しいという気がします。中高生のところを見ると、札幌市さんのデータを見ても、国のデータを見ても、道庁さんのデータを見ても、回収率はそんなに高くないけれども、出てくる比率は大体数パーセントの前半と、2~3%ということで、大体これぐらいが大きく外れてないのだろうなという印象があるのですけれど。その辺りぐらいが良いのかなという気がしています。小学生でそれをやって、少なく出ても多く出てもその数字の見方が難しいなと思うことが1つです。</p> <p>もう1つ、大学生を対象にするとすると、大学生ってそういう子もいるけど、大学に来られているのですよね。ですので、同世代のところていくと、むしろ大学に行かないとか、かえって昔で言う家事手伝いとか、そこをむしろ拾い上げられるようなことというときに、若者の調査って学校以外、どこかに帰属しているというのがないので、すごく難しいので、いくつかの学生にしても集団を考えるか、それとも高校のいくつかにご協力をいただいて卒業された方で、2年後ぐらいのところて、いろいろ追っていくかとか、やるのだったらやり方をかなり考えておかないと、似たようなやり方ではまずいかなと思ったので、今後ご検討されるということなので、そこも併せてご検討いただければと思います。はい。以上です。</p> |
| 中村座長 | この点について、事務局お願いします。 |
| 事務局 (柿本補佐) | <p>子ども子育て支援課でございます。設計などにつきましては本当にこれからというところもございまして、小学生もやる場合というのは、いろんな調査の中で対象年齢について高学年ぐらいから始めているというような事例も多いというような状況でもございましたので、そういったことも踏まえたり、国の調査の状況も踏まえながら、検討して参りたいと思いますので、引き続きご指導いただければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>あと大学生の方ですけれども、大学生の方をやる場合はウェブでの調査が適当かなという、中ではそういう話をちょっとしているのですが、この辺につきましても、実施も含めて検討中でございますので、そういったような状況でございます。</p> |
| 事務局 (吉田局長) | <p>実は僕もこの調査のこと詳しく分からないのですけれども、まだ煮詰まっているという段階では本当はないので、やるということを行っているということではないので、状況によってはやらなきゃいけないということを念頭に置いているということではあります。どちらにしても実際にやる、あるいはやった方が良いのではないかと考えたときは、皆様方にご相談させてください。前回の調査事業、いろいろとお力添えをいただいて、初めて何とか成り立った調査なので、いろいろな考え方を教えていただきながら、もしもやるとすると効果的なやり方をしなきゃいけないと思っていますので、その際にはまたご協力をお願いします。</p> |
| 松本副座長 | <p>中学生なんかもそうですが、特に小学生なんかの場合、定量的な把握というよりは、どういう場合に小学生までがケアラーになってしまうのかというような、事例を</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>用いた質的な把握の方が、これからいろいろ対応策を考えるときには有効な気もするのですね。今は何かうちの町は小学生の何%がヤングケアラーですというような、数字の評価の仕方が難しいので、どういう場合に小学生までがケアラーの役割を担っていくことになってしまうのかという点の、質的理解をする方が、見合ってくるような気もいたします。私もちゃんとした考えがあって言っているわけではないですけど。国がやるとなると後追いでやって良いのかなと思います。</p> |
| 中村座長 | <p>貴重なご意見いただきましたので、それを踏まえて、またご検討いただきたいと思います。</p> |
| 今西委員 | <p>すいません。1点だけ良いでしょうか。最後、次回出てくるときに、このケアラー支援とヤングケアラー両方をこれから考えていくとなるときの、資料4のところの夫と妻であると思うのですけれども、そのような形で例えば出来るかどうかあれですけど、ジェノグラムのような形で、例えば、お父さん、お母さんがいる家族構成で、どういうケアの関係機関が入ってくるのかというのは構図で、全体図がちょっと見えるような形になると、より議論が深まって重層的な支援のあり方についても、そこからまた検討できるのかと思いますので、もし可能であればそのような図式っていうことも検討していただければと思います。以上です。</p> |
| 中村座長 | <p>どうもありがとうございます。あと、よろしいでしょうか。</p> <p>貴重なご意見を沢山いただきました。次回におきまして、事務局の方でも検討をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、本会議を締めさせていただきますので、この後は事務局の方にお返しをしたいと思います。</p> |
| 事務局 (北山補佐) | <p>本日は貴重なご意見ありがとうございました。今後の取組を検討する上で参考とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>なお、次回の日程調整は後日させていただきますが、お忙しい時期で申し訳ないのですけれども、3月下旬頃の開催を予定しておりますので、ご多忙のところ本当に恐縮なのですけれども、引き続きご協力をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> |